2027（令和９）年度　放課後児童クラブ退所・辞退届

提出日　　年　　月　　日

（あて先）　一宮市長

申請者（保護者）

住所

氏名

下記の理由により、放課後児童クラブを　**退所**　・　**辞退**　しますので届け出ます。

※退所　：　現在利用中の児童が利用を取りやめる場合。
※辞退　：　申込み後、入所日より前に申込みを取り下げる場合。

児童氏名 1		(新)学年	年	生年月日	年　月　日
児童氏名 2		(新)学年	年	生年月日	年　月　日
学校名	小学校				
施設名	児童クラブ				
退所年月日 （最終在籍日）	年　月　日 ※提出日より前の日付で退所することはできません。 注意　※退所月にかかる利用手数料は退所日により異なります。裏面を必ずご確認ください。 ※辞退の場合は退所年月日は記入不要です。				
理由	□　保護者の就労状況が要件に該当しなくなるため □　児童が習い事を始めるため □　世帯が転居・転出するため □　児童が1人で留守番できるようになったため □　その他（　　）				

退所される方へ

この届の提出をもって退所となりますので、記入後、必ず**退所日（最終在籍日）までに**この届を児童クラブまたは子育て支援課へ提出してください。

辞退される方へ

この届の提出をもって辞退となりますので、記入後、必ず**入所日の前日までに**この届を児童クラブまたは子育て支援課へ提出してください。

施設使用欄	受付印		
市使用欄	入力	チェック	

※この届出を提出される方は、裏面をよく読んでからご提出ください。

※退所・辞退届の提出は電子申請でも可能です。
詳しくは裏面をご覧ください。

※退所・辞退届を提出後に、再度児童クラブの申込みをする場合は、
過去にご提出いただいた書類の返却や流用はできませんので、再度申込書類一式の提出が必要です。

退所・辞退届の記入について

退所される方 （現在利用中の児童が利用を取りやめる）

児童クラブを退所する場合は、退所日（最終在籍日）までにこの届を児童クラブまたは子育て支援課へ提出してください。

日付をさかのぼって退所届を提出することはできませんので、直近の利用がなかった場合でも、**退所日（最終在籍日）の日付により利用手数料を決定**します。

利用手数料は、以下のとおりとなります。

各月1日～15日のうち、**1日でも在籍**していれば、月額料金の半額の利用手数料がかかります。
各月16日～31日のうち、**1日でも在籍**していれば、月額料金の半額の利用手数料がかかります。

＜具体例＞

退所日(最終在籍日)	退所月の利用手数料	理由
7月1日～7月15日の間	7月分　3,500円	1日～15日の期間には在籍する日があり、16日～31日の期間には在籍する日がないため
7月16日～7月31日の間	7月分　7,000円	1日～15日と16日～31日の期間のそれぞれに在籍する日があるため
8月1日～8月15日の間	8月分　4,500円	1日～15日の期間には在籍する日があり、16日～31日の期間には在籍する日がないため
8月16日～8月31日の間	8月分　9,000円	1日～15日と16日～31日の期間のそれぞれに在籍する日があるため

辞退される方 （申込み後、入所日より前に申込みを取り下げる）

児童クラブを申込み後、入所日より前に申込みを取り下げる場合は、入所日の前日までにこの届を児童クラブまたは子育て支援課へ提出してください。

入所日の前日までに提出がない場合、実際には児童クラブの利用がない場合でも、児童クラブに在籍しているため、**放課後児童クラブ利用手数料をお支払いただきます**。

退所・辞退届の電子申請について

放課後児童クラブを退所または辞退する場合は、電子申請による届出も可能です。

電子申請による届出を希望される方は、ご自宅のパソコンやスマートフォンから以下の二次元コードまたはURLより届出してください。なお、電子申請で届出される場合も、日付をさかのぼって退所・辞退することはできません。

届出は利用年度ごとに必要です。利用年度によって、申請ページが異なりますのでご注意ください。

2027（令和9）年度 「退所・辞退届」電子申請ページ

＜二次元コード＞

＜URL＞

https://logoform.jp/form/Z3LR/1786484